

令和3年4月9日

保護者各位

岡山県立烏城高等学校
校長 越宗 哲生

新年度からの新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱いについて

春暖の候 保護者の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素から本校教育に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、県下の新型コロナウイルス感染症の状況に伴い、生徒の出欠の取扱い等について岡山県教育委員会から通知がありました。これを受けて、標記の件について次のとおりとしますので、御理解、御協力よろしくお願いいたします。

なお、今後の状況に応じて対応等の変更や追加があることをあらかじめ御了承ください。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安
 - (1) お子様の感染が判明した場合（検査で陽性となった場合）
 - (2) お子様感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - (3) お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - (4) お子様の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合 （「地域の感染レベル」が2または3の場合のみ適用）

※4月9日から地域の感染レベルが2に引き上げられたことに伴い、(4)が再度適用されます。今後、地域の感染レベルによって(4)の適用が変わります。

※上記(1)～(4)以外で、次の場合は出席しなくてもよいと認められることがありますので、原則保護者から学校に御連絡ください。

- ・ 医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒で、主治医等に相談し登校を控えるべきと診断された場合。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関し、生徒を取り巻く状況等により、やむを得ず登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合。

2 「出席停止」とする期間

- 1 (1)については、保健所等が指示した期間。
- 1 (2)については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間。
- 1 (3)(4)については、症状がみられなくなるまで。

※該当する場合は、必ず担任に御連絡ください。

3 新型コロナウイルス感染症感染防止対策について

- (1) これまでどおり、登校前に必ず検温を行い、お子様の健康状態を確認してください。もし、風邪の症状や発熱がある場合には、原則保護者から始業までに学校に連絡し、自宅で休養してください。また、医療機関にも早急に御相談ください。
- (2) お子様は、放課後や休日に友人宅や店舗等において、長時間、大人数で飲食を行わないなど、感染防止のための行動を御指導ください。
- (3) 飛沫による感染リスクを最小限に抑えるため、学校においても手洗いやマスクの正しい着用について指導しています。(特にマスクについては、鼻が出ていたり、あごに引っかけていたりしているだけでは効果が期待できません。)御家庭においても今一度御指導ください。

烏城高校電話番号 086-251-9756

